

都道府県下水道担当課長 殿
政令指定都市下水道担当部長 殿
(地方整備局等下水道担当課長経由)

国土交通省 水管理・国土保全局

下水道事業課事業マネジメント推進室 課長補佐

災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について

地震災害及び風水害等による下水道施設の被害発生に対し、国土交通省において、早期に被害有無を把握し、災害復旧事業や広域的な支援の準備を迅速に行うため、「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(令和 4 年 9 月 16 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)に基づき、報告いただいているところですが、下記の通り変更いたします。「災害発生時における下水道施設の被害状況の報告について」(令和 4 年 9 月 16 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課事業マネジメント推進室課長補佐事務連絡)については、廃止します。

災害発生時においては、昼夜を問わず、施設の点検や被害状況等を収集し、その結果を速やかに報告いただくこととしており、都道府県におかれましては、管内の市町村と緊密な連携の下に対応いただくようお願いします。

各都道府県におかれましては、管内市町村へ周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 変更点

① 報告様式の修正

この度、機能確保を優先とした早期の応急復旧を実施・把握するため、処理場、ポンプ場や管路施設等の報告様式に、暫定機能確保時期（見込時期及び完了時期）を記入する欄を設けることとしました。記入が必要となるのは、水処理機能や流下機能等が喪失した場合に、応急復旧により早期の暫定機能確保が求められる場合とします。

② 実務責任者ホットラインの構築

管内で震度 5 弱以上の地震や風水害等の自然災害により下水道の機能確保の見通しが立たないなど、国土交通省下水道事業課が特に迅速な対応・支援が必要と認める場合には、必要に応じ、国土交通省下水道事業課から都道府県あるいは政令市の下水道管理者の実務責任者等に直接連絡し、お互いに連絡を取り合う緊急連絡体制（実務責任者ホットライン）を構築することとします。

この際の連絡先については、「令和 8 年 4 月 1 日付下水道担者名簿の作成について（依頼）」(令和 8 年 3 月 18 日付国土交通省水管理・国土保全局下水道事業課企画専門官事務連絡)で作成した非常時連絡先（その後更新がある場合は、発災時点の最新版）を用いて連絡することとします。

2. 報告を要する災害

今後発生する災害において、以下の①～②に該当する場合は、別添の報告様式1、2により、報告願います。ただし、令和8年6月12日までに発生する災害については、旧様式による報告でも可とします。報告にあたっては、都道府県・政令指定都市の下水道部局でとりまとめの上、地方整備局等の下水道担当課を経て、下水道事業課事業マネジメント推進室まで報告願います。

①：震度5弱以上の地震が発生した場合

②：風水害、その他自然災害により、下水道施設に関する被害が発生した場合

加えて、汚水の溢水が確認された場合や下水道施設の浸水に起因する人的被害が発生した場合、報道の可能性のある場合（記者発表を行った場合等）には、別途速やかに連絡いただくようお願いします。

3. 都市浸水被害の報告

都市浸水被害の報告については、「都市浸水被害の報告様式の変更について」（令和3年11月8日付国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付課長補佐事務連絡）に基づき、地方整備局等の下水道担当課を経て、国土交通省水管理・国土保全局下水道部流域管理官付へ報告されるようお願いします。

以上